

愛媛県南予地域精神科救急医療情報センター委託業務仕様書

1 委託対象業務

「愛媛県南予地域精神科救急医療情報センター業務」

ア 対象者

緊急に精神科診療を必要とする者

イ 実施時間

<平日夜間>

17時から翌日の午前9時までの間

<休日>

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日の9時から翌日の午前9時までの間

ウ 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

エ 業務内容

実施時間中、対象者からの精神科救急医療電話を受け付けるほか、必要に応じて当番となる精神科医療機関などを案内するものとする。

オ 相談件数

本業務における連絡件数の想定は160件程度とする。

2 業務の実施方法等について

(1) 実施要件

ア 電話回線

ナビダイヤルを開設し、受託業者が変更となった場合には同じ電話番号が利用できるよう引き継ぐこととする。ナビダイヤルの導入・維持管理費については受託業者の負担とする。

イ 電話連絡員

本業務は、看護師、精神保健福祉士その他これらと同等以上の資格を有する連絡員により実施するものとする。

ウ 実施体制

電話連絡に適切に対応できるよう、休日、夜間において、必要な人員を必要な人数、配備するものとする。

(2) 実施方法

ア 対象者からの連絡対応

受託業者は、別に定める「愛媛県南予地域精神科救急医療情報センター業務マニュアル」に基づき、対象者からの電話連絡に応じるとともに、必要に応じて当番病院へつなぐものとする

イ 連絡内容の記録

受託業者は、所定の様式に基づき対象者からの連絡内容を記録するものとする。

(3) 業務実績報告

ア 月例報告書

受託業者は、毎月の連絡実績等について「愛媛県南予地域精神科救急医療情報センター業務月例報告書」(様式第1号) および「愛媛県南予地域精神科救急受付票」(様式第2号) により、翌月15日までに県に郵送または電子データで報告するものとする。

なお、当該報告書等の様式については、県と受託業者が協議のうえ、随時、改定できるものとする。

イ 実績報告書

受託業者は、委託業務期間終了後、「委託業務実績報告書」(様式第3号) を県に提出するものとする。

ウ 随時報告

受託業者は、自傷他害のおそれがあり警察への連絡を促した等の保健所等へ対応を引継ぐ必要がある場合は、「愛媛県南予地域精神科救急受付票」(様式第2号) により、翌開庁日の午前10時までに県に電子データで報告するものとする。

(4) 個人情報保護

対象者のプライバシー保護に努め、相談記録等の情報管理に十分配慮すること。